第７回熊本県地域医療構想調整会議

次　第

日　時：令和５年（2023年）６月２日（金）
１６：００～（９０分程度）

場　所：熊本城ホール　大会議室A2

Ⅰ　開　会

Ⅱ　議　事

○　議長・副議長の選出について

１　地域医療構想調整会議の協議状況について
【資料１】

２　外来医療計画について
【資料２】　【資料２（参考）】

３　紹介受診重点医療機関等について　【資料３】

４　病床機能報告結果について　【資料４】

５　令和５年度県地域医療構想関係予算の概要について　【資料５】

６　在宅医療に積極的役割を担う医療機関等について　【資料６】

７　その他

Ⅳ　閉　会

第７回熊本県地域医療構想調整会議　出席者名簿

【委員】任期：令和７年（2025年）３月３１日まで　　（五十音順・敬称略）

No.	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	相澤　明憲	公益社団法人熊本県精神科協会 会長	欠席	
2	荒木　泰臣	熊本県町村会 会長（嘉島町長）	代理	代理 主幹　木村　圭一郎
3	伊藤　明彦	一般社団法人熊本県歯科医師会 会長	代理	代理 事務局長　岡崎　光治
4	江上　寛	公益社団法人熊本県医師会 地域医療構想担当理事	〇	
5	小野　友道	熊本大学 名誉教授	〇	
6	金澤　知徳	慢性期機能を担う医療機関代表 （青磁野リハビリテーション病院 理事長）	〇	
7	鴻江　圭子	熊本県老人福祉施設協議会 有明地域調整委員	〇	
8	坂本　不出夫	急性期機能を担う医療機関代表 （国保水俣市立総合医療センター 水俣市病院事業管理者）	〇	
9	佐藤　義興	熊本県市長会 会長（阿蘇市長）	〇	
10	髙橋　毅	国立病院機構熊本医療センター 院長	〇	
11	津田　善幸	熊本市健康福祉局長	〇	
12	富永　孝治	公益社団法人熊本県薬剤師会 会長	〇	
13	中尾　浩一	済生会熊本病院 院長	〇	
14	中村　英一	在宅医療を担う医療機関代表（熊本回生会病院　院長補佐）	〇	
15	西　芳徳	診療所代表（西整形外科医院 院長）	〇	
16	馬場　秀夫	熊本大学病院 病院長	欠席	
17	平田　稔彦	熊本赤十字病院 院長	〇	
18	福田　稠	公益社団法人熊本県医師会 会長	〇	
19	水田　博志	公益社団法人全国自治体病院協議会 熊本県支部支部長	〇	
20	水足　秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表（山鹿中央病院 理事長）	〇	
21	本　尚美	公益社団法人熊本県看護協会 会長	〇	
22	山田　一隆	病院代表（大腸肛門病センター高野病院 理事長）	〇	
23	山田　和彦	一般社団法人熊本県老人保健施設協会 会長	〇	
24	渡辺　克淑	熊本県保険者協議会	〇	

【事務局（熊本県健康福祉部）】

No.	氏名	所属・役職
1	池田　洋一郎	熊本県健康福祉部　医監
2	野中 眞治	熊本県健康福祉部　健康局長
3	笠　新	熊本県健康福祉部健康局　医療政策課長
4	冨安 智詞	熊本県健康福祉部健康局　医療政策課　審議員
5	朝永　剛史	熊本県健康福祉部健康局　医療政策課　主幹（企画・医師確保担当）
6	立花　哲平	熊本県健康福祉部健康局　医療政策課　参事
7	永松　愛里	熊本県健康福祉部健康局　医療政策課　主事
8	福田　空希	熊本県健康福祉部健康局　医療政策課　主事
9	米澤 祐介	熊本県健康福祉部長寿社会局 　認知症対策・地域ケア推進課　課長
10	長嶺 宏則	熊本県健康福祉部長寿社会局 　認知症対策・地域ケア推進課　課長補佐（地域ケア推進担当）
11	原 鈴	熊本県健康福祉部長寿社会局 　認知症対策・地域ケア推進課　主事

第７回熊本県地域医療構想調整会議　配席図

中尾　浩一　委員
副議長
議長
中村　英一　委員

富永　孝治 委員
津田 善幸 委員
佐藤　義興 委員
坂本 不出夫 委員
鴻江 圭子 委員
金澤 知徳 委員
小野 友道 委員
江上 寛 委員
伊藤 明彦 委員
（岡崎 光治 委員代理）
荒木 泰臣 委員
（木村 圭一郎 委員代理）

西 芳徳 委員
平田 稔彦 委員
福田 稠 委員
水田 博志 委員
水足 秀一郎 委員
本 尚美 委員
山田 一隆 委員
山田 和彦 委員
渡辺 克淑 委員
髙橋 毅　委員

事務局（熊本県健康福祉部）

医療政策課長
健康局長
医監
認知症対策・地域ケア推進課長

冨安審議員
朝永主幹
立花参事
永松主事
福田主事
長嶺課長補佐
原主事

熊本県地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）
第１条　医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３０条の４第２項第７号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第３０条の１４の規定に基づき、熊本県地域医療構想調整会議（以下「県調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）
第２条　県調整会議は、地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。
（１）県内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
（２）病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
（３）地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
（４）地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
（５）その他の地域医療構想の推進に必要な事項

（組織）
第３条　県調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。
２　委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。

（議長及び副議長）
第４条　県調整会議に議長及び副議長を１人置く。
２　議長及び副議長は、委員の互選により定める。
３　議長は、県調整会議を代表し、会務を総理する。
４　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）
第５条　県調整会議は、議長が招集する。
２　県調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

（会議の報告）
第６条　議長は、必要と認めるときは、県調整会議における意見をまとめて、関係会議に報告する。

（庶務）
第７条　県調整会議の庶務は､熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月８日から施行する。